新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 40 号
平成25年５月24日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

735　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
736　児童福祉法による指定障害児入所施設の指定（障害福祉課）
737　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
738　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
739　国土調査の指定（農村環境課）
740　基本測量の実施通知（監理課）
741　基本測量の終了通知（監理課）
742　建設業法による許可の取消し（監理課）
743　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
744　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
745　新潟県収入証紙の売りさばき人の名称変更（出納局管理課）

公　　告

特定調達契約の契約者等（情報政策課）
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
登録販売者試験の実施（医務薬事課）
特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

公安委員会告示

37　警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告　　示

◎新潟県告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第１項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	相談支援事業所ゆたかまち	柏崎市豊町３番59号	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	平成25年５月１日
地域定着支援	相談支援事業所ゆたかまち	柏崎市豊町３番59号	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	平成25年５月１日

◎新潟県告示第736号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の２第１項の規定による指定障害児入所施設を次のとおり指定した。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

施設の名称	所在地	事業者	指定年月日
新潟県新星学園	佐渡市下新穂90番地１	新潟県	平成24年10月１日
コロニーにいがた白岩の里　児童部	長岡市寺泊藪田6789番地４	新潟県	平成24年10月１日

◎新潟県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を平成25年５月16日認可した。

平成25年５月24日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を平成25年５月16日認可した。

平成25年５月24日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第739号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条第３項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
聖籠町	大字網代浜の一部	平成25年５月24日から平成26年３月28日まで

◎新潟県告示第740号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　基本測量（一等磁気測量）

２　作業期間　平成25年６月３日から平成26年３月14日まで

３　作業地域　糸魚川市

◎新潟県告示第741号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第２項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

２　作業期間　平成24年５月25日から平成25年３月29日まで

３　作業地域　新潟県内全域

◎新潟県告示第742号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日　平成25年５月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ナガオカカセツ　代表取締役　金山　幹雄

３　主たる営業所の所在地　新潟県長岡市平島三丁目249番地

４　許可番号　新潟県知事許可（般―21）第39351号

５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

６　処分の原因となった事実

株式会社ナガオカカセツの元役員が禁錮１年６月（執行猶予４年）の判決を受け、平成21年５月23日に刑が確定していたにもかかわらず、平成21年10月30日付けの建設業許可申請書に、建設業法第８条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年11月18日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第１項第５号に該当すると認められる。

◎新潟県告示第743号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市坂地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市坂(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市坂(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茅ヶ原(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茅ヶ原(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茅ヶ原(3)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浜(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内川(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金沢(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
次郎七川地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	土石流

中浜沢地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第744号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市坂地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市坂(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市坂(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茅ヶ原(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茅ヶ原(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
茅ヶ原(3)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中浜(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内川(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金沢(2)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第745号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第５条第２項の規定により指定した新潟県収入証紙の売りさばき人の名称を次のとおり変更した。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

変　更　前	変　更　後	変　更　年　月　日
財団法人柏崎地区交通安全協会	公益財団法人柏崎地区交通安全協会	平成25年４月１日

公　　告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　調達件名及び名称

住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、新潟県に係る都道府県ネットワークの設置、監視及び保守業務委託

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

総務管理部情報政策課　新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

購入等

４　契約方式

随意契約

５　契約日

平成25年４月１日

６　契約者の氏名及び住所

財団法人地方自治情報センター

東京都千代田区一番町25番地

７　契約金額

32,581,264円

８　随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号）第10条第１項第１号による。

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年５月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 25 年５月 10 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 SHIBATA UNITED FC

３　代表者の氏名

松田　茂臣

４　主たる事務所の所在地

新発田市緑町２丁目３番７号

５　定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとした一般市民に対して、サッカー競技（フットサル競技を含む）の普及発展及び競技力の向上に関する事業、審判や指導者の育成に関する事業等を行うとともに、日本サッカーの発展を推進し、サッカーのみならずスポーツ文化の発展と一般市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4)　子どもの健全育成を図る活動
(5)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年５月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　申請のあった年月日
平成 25 年５月２日
２　申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人阿賀野市総合型クラブ
３　代表者の氏名
國井　嘉樹
４　主たる事務所の所在地
阿賀野市笹岡 157 番地１
５　定款に記載された目的
この法人は、主に阿賀野市民に対して、「いつでも・だれもが・いつまでも」気軽に楽しめるスポーツ活動及び文化活動の振興、地域住民の健全な心身の育成に関する事業を行い、他団体との協働を図り、誰もが参画できる健康で楽しく元気なまちづくりに寄与することを目的とする。
６　定款に記載された特定非営利活動の種類
(1)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(2)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(3)　子どもの健全育成を図る活動
(4)　社会教育の推進を図る活動
(5)　まちづくりの推進を図る活動
(6)　経済活動の活性化を図る活動
(7)　観光の振興を図る活動
(8)　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(9)　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

登録販売者試験の実施について（公告）

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の４第１項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成25年５月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　試験日時
平成25年９月13日（金）
午前10時00分から午後３時30分まで
２　試験会場
新潟市西区五十嵐２の町8050番地
新潟大学　総合教育研究棟
３　試験方法、試験科目及び問題数
試験の方法は筆記試験とし、試験科目及び問題数は次のとおりとする。

試　験　科　目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事に関する法規と制度	20問
医薬品の適正使用と安全対策	20問

４　受験資格

試験を受けようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

ア　旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

イ　平成18年３月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

ウ　平成18年４月１日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第２項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者

エ　旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、１年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

オ　４年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者

カ　アからオまでに掲げる者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たりこれらの者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

５　受験手続

(1) 提出書類

ア　受験願書

イ　受験願書データ

ウ　写真

出願前６か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きのパスポートサイズ（4.5cm×3.5cm）のものを写真用台帳に貼り、必要事項を記入する。

エ　受験票

記入上の注意に従い、必要事項を記入する。

オ　受験資格を有することを証する書類（氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なる場合には、戸籍謄本又は抄本（発行後６か月以内のもの）を添付すること。）

(2) 受験手数料

15,000円を新潟県収入証紙により納付する（新潟県収入証紙は受験願書に貼り、消印はしないこと。）。

(3) 受験願書の受付期間

平成25年６月17日（月）から７月10日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、郵送による場合は書留とし、７月10日（水）の消印まで有効とする。

(4) 受験願書の受付場所

新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所

６　受験票の送付

受験願書を受理した後、後日、受験票（はがき）を受験者あてに送付する。

７　合格発表及び合格通知書の交付

(1) 合格発表

平成25年10月18日（金）午前９時に新潟県庁１階広報展示室前掲示板、各地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市保健所及び県のホームページ（http://www.pref.niigata.lg.jp/）において合格者の受験番号を発表する。

(2) 合格通知書の交付

合格通知書は、平成25年10月18日（金）に合格者全員に郵送する。

８　試験結果の開示

受験者本人から試験結果について口頭による開示（簡易開示）請求があつた場合、次により開示する。

(1) 開示する項目

科目別得点及び総合得点

(2) 開示請求の受付期間

平成25年10月18日（金）から11月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

(3) 開示請求の場所

受験願書を提出した場所又は新潟県福祉保健部医務薬事課

９　その他

(1) 受験願書等の用紙は、平成25年６月７日（金）から新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉

（環境）部及び新潟市保健所で交付する。郵送による交付も行うが、締め切りは７月３日（水）までの必着分とする。

(2) 一旦納付した手数料は返還しない。

(3) 試験当日、受験者は試験会場の構内には駐車できない。公共交通機関等を利用すること。

(4) 試験を受けようとする者が、提出書類に関し、虚偽又は不正の事実がある場合には、試験を受験することができない。

(5) 試験に合格した者において、虚偽若しくは不正の方法により受験したこと又は試験に際して不正の行為を行つたことが明らかになつたときは、試験の合格を取り消す。

(6) 試験についての問い合わせは、新潟県福祉保健部医務薬事課、各地域振興局健康福祉（環境）部及び新潟市保健所にすること。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年５月24日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達件名及び数量
新潟県警察通信指令システム保守業務委託　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部地域部通信指令課
新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法
購入等

４　契約方式
一般競争入札

５　落札決定日
平成25年３月27日

６　落札者の氏名及び住所
三菱電機株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区東大通２丁目４番10号

７　落札金額
87,150,000円

８　入札公告日
平成25年２月15日

９　落札方式
最低価格

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第37号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成25年５月24日

新潟県公安委員会
委員長　本　望　雅　子

１　講習に係る警備業務の区分
法第２条第１項第２号に規定する警備業務に係る講習（以下「２号警備業務」という。）

２　実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成25年６月24日（月）から平成25年７月１日（月）までの６日間（日曜日及び土曜日を除く。）午前９時から午後５時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地２

技術士センタービルⅠ

３　受講定員

30人

４　受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近５年間に２号警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第４条に規定する２級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上受講警備業務に従事している者

５　受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア　受付期間

平成25年５月29日（水）から平成25年５月30日（木）までの午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ　申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号　025－283－8880

に申し込むこと。

ウ　留意事項

(ｱ) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(ｲ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ｳ) １件の電話での申込みは、１人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア　受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦３センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）１通に必要事項を記入し、４に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ｱ) ４(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ｲ) ４(2)に該当する者

１級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ｳ) ４(3)に該当する者

２級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(ｴ) ４(4)に該当する者

旧１級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(ｵ) ４(5)に該当する者

旧２級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ　提出期間

平成25年６月11日（火）から平成25年６月12日（水）までの午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

ウ　提出先

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ　提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア　金額

38,000円

イ　納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6　講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7　本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号　025－285－0110（代表）